

令和7年度高取町物価高騰対策商品券事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金を活用し、町内において、たかとりん地域応援券（以下、「商品券」という。）を全住民に配布することによって、町民による地域内消費の下支えを通じて、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援することを主たる目的とする。

(配布対象者)

第2条 この要綱による配布対象者は、令和8年1月31日現在で高取町の住民基本台帳に記載されている者とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 第1条の目的を達成するために、町が発行する物価高騰対策商品券（たかとりん地域応援券）をいう。
- (2) 取引 商品券の対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 協力店舗 町内において取引を行い、受け取った商品券の換金を請求することができる事業者として登録された者をいう。

(商品券の額面等)

第4条 商品券の額面は、1,000円15枚綴りで15,000円とし、釣銭は支払われない。

- 2 商品券は1名あたり1,000円以上の取引に限り使用できるものとし、1回の取引において、1名あたり最大15枚限りで使用することができる。
- 3 商品券は、協力店舗での取引においてのみ使用することができる。
- 4 商品券は、次の各号に掲げる取引には使用できないものとする。
 - (1) 換金性の高いもの。(有価証券、商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、印紙、切手)
 - (2) 現金との換金、金融機関への預入。
 - (3) 医療保険や介護保険等の一部負担金。(処方箋の必要な医薬品を含む。ただし、介護保険に係る住宅改修費、福祉用具購入費は除く。)
 - (4) 土地及び家屋の不動産及び金融商品の購入。
 - (5) 協力店自らの事業上の取引。(商品の仕入れ等)
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそる恐れのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い。

- (7) 国や地方公共団体等への支払い。(税金、電気、ガス、水道料金等の公共料金)
- (8) 協力店が特別に指定した商品・サービス。
- (9) 酒類、たばこの購入。

- 5 配布対象者及び協力店舗は、商品券の交換、譲渡及び売買を行うことはできない。
- 6 商品券は、配布された本人及び同一世帯の家族に限り使用することができる。
- 7 商品券の使用期間は、令和8年6月1日から令和8年12月31日までとする。
- 8 配布後の商品券の紛失、盗難及び毀損の場合の再配布は行わない。

(協力店舗の登録等)

第5条 協力店舗として登録できる者は、町内に事業所を有するものとする。

- 2 前項の規定に該当する者が協力店舗への登録をしようとするときは、高取町物価高騰対策商品券協力店舗参加申込書（様式第1号）提出しなければならない。
- 3 前項の規定により登録した内容に変更または抹消しようとするときは、速やかに高取町商工会に届け出なければならない。
- 4 商工会長は、審査の上、登録が完了した旨を、登録事業者証（様式第2号）及び商品券の使用可能を示す書類を協力店舗に郵送することにより通知するものとする。
- 5 協力店舗は前号の商品券の使用可能を示す書類を、商品券の取引において確認できる場所に掲出しなければならない。

(商品券の換金手続き)

第6条 商工会長は、商品券が使用された場合は、関係協力店舗に対し、その額面に相当する金額を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、協力店舗は、取引において受け取った商品券を取りまとめ、高取町物価高騰対策商品券換金申請書（様式第3号）に商品券を添え、商工会長に提出しなければならない。
- 3 換金の方法は、協力店舗が指定する預金口座に振り込む方法による。
- 4 偽りその他不正の手段により換金を受けた者があるときは、商工会長は、その者に対して換金した金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、商工会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月19日から施行する。